



サービスの概要

Symantec™ Endpoint Protection Cloud(以下、「サービス」といいます)

は、デバイスへのユーザーおよびデータの配備、管理、保護プロセスを簡略化します。本サービスは、定評のあるプロアクティブ脅威防止、直感的なポリシーベースの設定、およびユーザーが自身のデバイスを登録する機能を提供して、デバイスを保護したり、企業がデバイスにアクセスできるようにします。

単一のクラウドベースの管理コンソールを通じて、管理とレポートを容易に行うことができます。

本サービス規定の文書は、参照に含まれるほかの添付資料とともに、本サービス規定に記述されシマンテックから提供されるこれらのサービスに関して、本サービス規定が参照することにより組み込まれるあらゆる契約

(以下、総称して「本契約」といいます)の一部となります。お客様は、本サービス規定に同意することにより、別紙 A として本規定に添付された Symantec Endpoint Protection Cloud 対応サービスソフトウェア向けの該当 EULA の条件にも同意するものとします。お客様がサービスソフトウェアを除く本サービスを使用する場合は、本契約が適用され、お客様がサービスソフトウェアを使用する場合は、付属書 A として本規定に添付された EULA の条件が適用されます。

目次

技術的/ビジネス的な機能と特性	2
サービスの機能	2
お客様の責任	3
サポート対象のプラットフォームと技術的要件	3
支援およびテクニカルサポート	3
サービス固有の条件	5
サービスの条件	5
任意のフィードバック	6
データのプライバシーに関する通知	6
定義	6
付属書 A: サービスソフトウェア向け EULA	8

技術的/ビジネス的な機能と特性

サービスの機能

- 本サービスは以下を目的としています。
 - 既知の方法に基づいて、検出されたマルウェアからデバイスを保護する
 - ネットワークからの既知の悪質な攻撃を、デバイス上で阻止する
 - サポートするブラウザで利用可能なフィッシング対策機能を提供し、予想されるフィッシング攻撃を阻止する
 - お客様の設定に基づいて、USB ストレージデバイスからのアクセスを阻止または許可する
 - お客様が安全にデバイスにアクセスできるようにする
 - お客様が特定のデバイスタイプにアクセスポリシーを配信できるようにする
 - デバイスインベントリを収集および保存する
 - 登録されたデバイスに電子メールプロファイルを提供する
- お客様は、パスワードで保護された安全なログインにより、Symantec Security Cloud Console (以下、「SSCC」といいます) にアクセスできます。このコンソールにより、お客様は本サービスの設定と管理、レポートへのアクセス、および本サービスの一環として利用できるデータと統計情報を表示できます。
- SSCC を使用して、セキュリティおよびアクセスポリシーを作成および変更することができます。これらのポリシーは、ポリシーを設定されたグループに適用され、このグループ内のエンドポイントにプッシュされます。
- 本サービスは、365 日 24 時間体制で管理されており、ハードウェアの可用性、サービス容量およびネットワークリソースの使用率が監視されています。本サービスはサービスレベルを遵守しているかどうか定期的に監視され、必要に応じて調整されます。
- 本サービスのレポート機能は、SSCC から利用できます。レポートには、アクティビティイベントや統計情報を含めることができます。お客様は、このコンソールを使用してレポートを生成することもできます。
- 本サービス期間中、SSCC を使用して 90 日間すべてのログの表示とダウンロードができます。ただし、ログは 90 日経過した最終日に自動的に削除されます。
- 本サービスは、お客様が有効で強制力のあるユーザーおよび/またはデバイスのポリシー、もしくはそれと同等のものを実施できるようにすることを目的としています。
- シマンテックが提供する推奨単語リストとルールまたはポリシーのテンプレートには、攻撃的と見なされる可能性のある言葉が含まれている場合があります。
- シマンテックは、エージェントがサポートするオペレーティングシステムの現在の一覧および SSCC がサポートするブラウザの現在の一覧を公開します。
- お客様は、SSCC で設定可能な警告ルールに基づき、あらかじめ設定した電子メール受信者に対して自動通知を送信するように本サービスを設定できます。通知は、SSCC で作成、削除、およびカスタマイズすることができます。
- サービスが更新サービス型ライセンスとして購入される場合、製品は、次の更新日を通知する電子メールを管理者に送信します。希望しない場合は、管理者は電子メールを送信しないようにシステムを構成することができます。
- 本サービスをお客様に提供し続けることで、本サービスのセキュリティが損なわれるような場合 (お客様のドメインを狙った、またはお客様のドメインから発生する、ハッキング、サービス拒否攻撃、メール爆弾、

シマンテック社外秘 – 無断使用禁止

その他の悪質な活動を含みますがこれに限定されない)、シマンテックがお客様への本サービスの提供を一時的に中断することにお客様は同意するものとします。この場合、シマンテックは速やかにお客様に通知し、お客様と協力して問題を解決します。シマンテックは、セキュリティ上の脅威が取り除かれた時点で、サービスを再開します。

- 理由の如何を問わずサービスが中断された場合、シマンテックは、本サービスのプロビジョニングで行われたすべての設定変更を無効にするものとし、サービスが再開された場合、お客様はその他必要なすべての設定変更を行う責任を負

Symantec™ Endpoint Protection Cloud

サービス規定

2018 年 3 月

うものとしします。

- 理由の如何を問わずサービスが終了された場合、お客様のアカウントはオープンのままになりますが、お客様は本サービスにアクセスできなくなります。

サービスアドオン

- Encryption Management for Symantec™ Endpoint Protection Cloud (以下、「Encryption Management アドオン」といいます)**

Encryption Management アドオンを使うと、(i) 登録されたデバイスのネイティブ暗号化を管理し、(ii) パスワードを忘れた場合にデバイスの暗号化キーを復元できるようになります。Encryption Management アドオンのライセンスは、ユーザーごとに交付され、コアサービスの権利とは別に購入します。シマンテックは、ネイティブ暗号化がお客様のデータの暗号化に失敗しても、お客様に対して責任を負いません。

お客様の責任

お客様が必要な情報を提供するか、または必要な措置を実行する場合にのみ、シマンテックはサービスを履行することができます。お客様が以下の責任に基づく提供または実行を行わない場合、下記に記述するように、シマンテックの本サービスの提供が遅延、低下、または阻止されることがあります。

- セットアップの有効化:
お客様は、シマンテックがサービスの提供を開始するために、基本的なアカウントセットアップ情報を提供する必要があります。
- お客様の適切な担当者:
お客様は、シマンテックからの妥当な要求に応じて本サービスを提供する際にシマンテックを支援する適切な担当者を指名する必要があります。
- 資格情報の更新:
本サービスの継続的な受領および、本サービス期間中に利用可能なアカウント情報とお客様のデータ維持のため、妥当な場合、お客様はアカウント管理の「契約方法」で提供される新しい資格情報を適用する必要があります。
- お客様の設定とデフォルト設定: お客様は、SSCC を使って本サービスの機能を設定する必要があります (該当する場合)。設定しない場合は、デフォルト設定が適用されます。デフォルト設定が存在しないことがあります、その場合は、お客様が設定を選択するまでサービスは提供されません。本サービスの設定および使用は、お客様によって完全に管理されます。
- 本サービスを受領する特定のエンドユーザーデバイス向けに、サービスソフトウェアのインストールが必要になる場合があります。
- お客様は、SSCC を使用してサービスソフトウェアを管理しなければなりません。
- お客様は、SSCC を使用してデバイス、ポリシー、警告、レポート、その他の設定オプションを管理しなければなりません。
- お客様は、エージェントが本サービスと通信し、動作できるように、必要なファイアウォールの変更を行わなければなりません。
- デバイス管理証明書/ライセンス: 一部の機能は、そのオペレーティングシステム (以下、「OS」といいます) またはデバイス制御を管理するため、OS ベンダーやデバイス製造元から証明書やライセンスを取得する必要があります。お客様は、デバイスを適切に管理して安全にするため、サービスポータルに掲載されている証明書を取得し、サービスに追加したりその証明書を更新したりする必要があります。証明書の取得、既存の証明書の更新、サービスへの追加に失敗すると、デバイスの管理、

シマンテック社外秘 – 無断使用禁止

4

Copyright © 2016 Symantec Corporation. All rights reserved. Symantec、Symantec のロゴ、および本文書で参照または表示されている [シマンテック商標一覧](#)に記載されているその他の商標は、米国およびその他の国における Symantec Corporation

またはその関連会社の商標または登録商標です。その他の名称は各社の商標である可能性があります。本書の内容は、シマンテックの既存または将来のお客様またはパートナーを対



更新、ステータスチェックが実行できなくなります。



- お客様は自身のデータに責任を負います。シマンテックは、本サービスを通じてユーザーが送信する内容に対して一切の保証を付与せず、管理しません。お客様は、お客様の使用環境に存在するすべてのデータのバックアップを作成し、データの紛失、破損、破壊を防ぐ全責任を負います。お客様は、お客様の使用環境に存在するすべてのデータのバックアップを作成し、データの紛失、破損、破壊を防ぐように通知されたものとします。本使用許諾契約の終了時にお客様から別途要求が行われない限り、シマンテックは本使用許諾契約の終了から 30 日が経過後に、シマンテックの環境内に存在する (イベント以外の) お客様のデータすべてを消去します。

サポートされるプラットフォームおよび技術的要件

- サービスでサポートされるプラットフォームについては、次の URL を参照してください。
<http://www.symantec.com/unified-endpoint-protection-cloud-service/>
- サービスには、該当する手数料の支払に基づき、ソフトウェアサービスコンポーネント (セキュリティと管理のエージェント、インターネットベース管理コンソール、クラウドベース管理サーバー) が含まれます。

支援およびテクニカルサポート

お客様に対するサポート。シマンテックは、その地域の営業時間に、サービスの一部として次のサポートを提供します。

- 本サービスの実装に関する注文の受付と処理
- サービス機能への許可された変更に関する要求の受付と処理
- 請求に関する問い合わせへの対応

テクニカルサポート。本サービスには次のテクニカルサポート (以下、「サポート」といいます) が含まれています。

- 本サービス機能の設定と本サービスに関して報告された問題の解決についてお客様を支援する、365 日 24 時間利用可能なサポート
- サポートは、シマンテックサポート条件に従って提供され、履行されます。サポート条件における「ソフトウェア」についての言及は、該当する場合、すべて本サービスについての言及と見なされます。ただし、ソフトウェアに固有のサポート条件における任意の条件または成果物は、サービスソフトウェアにのみ適用され、本サービス自体のサポートには適用されないものとします。
- お客様が、サービス内容に関して、電話、Web またはポータルでの送信を通じてシマンテックに問題や障害の報告、または要請を行う場合、その優先レベルは下表に基づいて決定され、下表に定義された応答目標ごとに応答される ものとします。

問題の重大度	エッセンシャルサポート (24 時間 365 日) 確認後の応答目標
--------	---------------------------------------



重要度 1: 以下のいずれかの状況で、すぐに回避できる方策がない問題が発生した場合。(i)
お客様の実稼働サーバーもしくはその他のミッションクリティカルなシステムがダウンするか、または重要なサービスが失われている場合、または (ii)
お客様のミッションクリティカルなデータのかなりの部分が
喪失または破壊される重大なリスクにさらされている

30 分以内



場合。	
重要度 2: 重要な機能が著しい障害を被る問題が発生した場合。お客様は制限された方法で操作を続行できますが、長期的には生産性に悪影響を及ぼす恐れがあります。	2 時間以内
重大度レベル 3: お客様の業務に限られた悪影響を及ぼす問題が発生した場合。	翌営業日の同時刻
重要度 4: 次のいずれかの場合。お客様の業務にまだ悪影響が及んでいない問題、または本サービスまたはサービスソフトウェアに関する新機能または機能拡張の提案。	翌営業日中。シマンテックは、お客様が新機能または機能拡張に関するお客様の提案をシマンテックのフォーラムに提出することをお勧めします。

- お客様の行動により障害が発生した場合、または他のサービスプロバイダの行動が必要な場合は、シマンテックの管理の範囲を超えており、このサポートコミットメントの対象とならないことを明記します。

メンテナンスシマンテックは、適宜メンテナンスを行うものとします。以下のものが、かかるメンテナンスに該当します。

- 予定メンテナンス。予定メンテナンスでは、シマンテックはお客様に電子メール、SMS、または

SSCC

への掲載を介して

7

日前に通知できるよう、商業上合理的な努力を払うものとします。シマンテックは、影響のあるインフラが配置されているタイムゾーンで、お客様の全般的なアクティビティが少ない時間帯に、ネットワーク全体ではなく一部のみに関して予定メンテナンスを実行できるように、商業的に妥当な努力を払うものとします。可能な場合、予定メンテナンスは本サービスに影響を与えることなく実行されます。予定メンテナンス中、本サービスの中断を最小限に抑えるため、メンテナンスを行っていないインフラにサービスを移動することがあります。
- 緊急メンテナンス。緊急メンテナンスが必要で、サービスに影響を与える可能性がある場合、シマンテックは緊急メンテナンス開始の

1

時間以上前に

SSCC

に警告を掲載することで、影響を受ける当事者に事前に通知するよう努めます。
- 定期メンテナンス。シマンテックは、SSCC

の可用性の中断を最小限に抑えるため、お客様のアクティビティが少ない時間帯に

SSCC

の定期メンテナンスを行うよう、商業上合理的な努力を払うものとします。お客様が、これらの定期メンテナンス作業についての事前通知を受け取ることはありません。

サービス固有の条件

シマンテック社外秘 – 無断使用禁止

5

Copyright © 2016 Symantec Corporation. All rights reserved. Symantec、Symantec のロゴ、および本文書で参照または表示されている [シマンテック商標一覧](#)に記載されているその他の商標は、米国およびその他の国における Symantec Corporation

またはその関連会社の商標または登録商標です。その他の名称は各社の商標である可能性があります。本書の内容は、シマンテックの既存または将来のお客様またはパートナーを対

サービスの条件

- お客様は、本サービス規定または EULA に別段の定めがある場合を除き、該当する「契約方法」に規定されているとお

り、本サービスを受領する資格のあるお客様のタイプに応じて、以下に規定する条件に従って本サービスを使用することができます。

ユーザーライセンス。お客様は、該当する「契約文書」に規定された最大ユーザー数まで本サービスを使用することができます。

サーバーライセンス。お客様は、該当する「契約文書」に規定された最大サーバー数まで本サービスを使用することができます。

デバイスライセンス。お客様は、該当する「契約文書」に規定された最大デバイス数まで本サービスを使用することができます。

*「ユーザー」、「サーバー」、「デバイス」の定義については、下記の「定義」欄を参照してください。

- 下記の条件を満たす場合、お客様はサービスのユーザーライセンスを 1 つ使用して 1 人のユーザーの複数のエンドポイントデバイスを保護することと、サービスのデバイスライセンスを 1 つ使用して 1 人のユーザーの 1 つのデバイスまたは複数のユーザーに使用されている共有デバイスを保護することができます。(a) 当該エンドポイントデバイスは、すべてお客様の社内業務用として、お客様によって管理されている必要があり、(b) ユーザーあたりの許諾済みエンドポイントデバイスの数は 5 台を超えることはできません。お客様は、個人デバイスがお客様またはユーザーによって登録され、お客様の社内業務用として、お客様によって管理されていない限り、本サービスを使用して、お客様のユーザーの当該個人デバイスを管理することはできません。
- SSCC を使用して、セキュリティおよびアクセスポリシーをユーザーレベルで定義することができます。これらのポリシーは、ユーザーあたり 5 台を超えない範囲で、特定のユーザーによって登録されたデバイスに適用されます。
- お客様は、シマンテックの書面による事前の同意なしに、本サービスに関連するあらゆるベンチマークテストやその他のテストの結果をいかなる第三者にも開示できません。
- ソフトウェア形式によるすべてのサービスコンポーネントの使用には、当該ソフトウェアに付随する使用許諾契約が適用されるものとします。サービス構成要素に使用許諾契約が付随していない場合は、<http://www.symantec.com/content/en/us/enterprise/eulas/b-hosted-service-component-eula-eng.pdf>にある利用規約が適用されるものとします。かかるサービス構成要素の使用に関連する追加的な権利と義務は、本サービス規定で規定されているとおりとします。
- 本サービス規約に別途指定されている場合を除き、本サービス (付随して提供されるホスト型サービスのすべてのソフトウェアコンポーネントを含む) は、オープンソースやその他のサードパーティの素材を使用する場合があります。その場合、別のライセンスの対象となります。<http://www.symantec.com/about/profile/policies/eulas/> に掲載されている該当のThird Party Notice (サードパーティに関する通知) を参照してください。
- シマンテックは、サービスの有効性を維持するために、いつでもサービスを更新することができます。
- お客様は、本サービスの一部または全部がアメリカ合衆国内で実行されることを認め、これに同意するものとします。



任意のフィードバック

- 本サービスには、お客様が本サービスに関するフィードバックを提供できる任意のフィードバック機能が含まれている場合があります。かかるフィードバックを提供することにより、お客様は、お客様の知的財産権の下で、シマンテックのライセンス契約者および顧客に対してサブライセンスを供与する権利、およびシマンテックが選択する方法によるフィードバックを使用および開示する権利、シマンテックまたはそのサブライセンス契約者が選択する方法および媒体に

より、かかるフィードバックを包含するシマンテックおよびそのサブライセンス契約者の製品を表示、実行、コピー、作成

(第三者に作成させる場合を含む)、使用、販売、あるいは処分する権利を含む、全世界的、使用料無料、取消不能、かつ非独占的ライセンスを、お客様を考慮することなく、あるいはお客様に義務を負うことなく、シマンテックに供与するものとします。お客様は本サービスの使用にあたり、フィードバックを提供する必要はなく、本フィードバック機能の使用は完全に任意によるものです。

- 機能拡張要求 (ほとんどのお客様に適用されます)

は、シマンテックの開発チームによって承認または却下の審査が行われ、今後のリリースに組み込むための優先順位が決定されます。

データのプライバシーに関する通知

- 本サービスは LiveUpdate 機能を利用します。LiveUpdate 機能については、<http://www.symantec.com/about/profile/policies/luprivacy.jsp>にある LiveUpdate 個人情報保護に関する記載を参照してください。
- お客様による本サービスの使用に関して、シマンテックは特定の情報 (「収集データ」) を収集、維持、開示することがあります。収集データには、お客様の個人の身元を特定する情報、お客様のデバイスまたはシステム、お客様のソフトウェアの使用状況が含まれますが、これに限定されないものとします。シマンテックは、統計分析集計データの確認も含め、このような収集データを使用して、本サービスまたはお客様のサポートを有効化、最適化、および提供し (サードパーティを同様の行為に従事させることもあります)、お客様との使用許諾契約を管理および執行して、全般的なシマンテックの製品およびサービスの向上も行います。本サービスを使用することにより、お客様は、本項に記載されている収集データの収集をシマンテックに許可することに同意するものとします。シマンテックがお客様またはお客様のデバイスから収集、維持、開示、使用する情報について詳しくは、シマンテックの製品プライバシー通知 (<http://www.symantec.com/about/profile/privacypolicy/>) を参照してください。本サービスの使用は、地域によりデータ保護に関する法律または規制の対象となる場合があることに留意してください。お客様には、そのような法律または規制に確実に従って本サービスを使用する責任があります。

定義

本サービス説明書で使用する用語は、契約または本サービス説明書で別の意味に定義されていない限り、以下に記載する意味を有するものとします。

- 「管理者」とは、お客様の代表として本サービスを管理する権限を持つお客様のユーザーを意味します。管理者は、お客様が指定したサービスの全部または一部を管理できます。
- 「営業日」とは、お客様のサービスソフトウェアがインストールされている国/地域の標準週 (平日) の 1 日を意味します。
- 「デバイス」とは、単体のコンピュータ、タブレット、携帯電話などのデバイスで、(i) ライセンス所有者がサービスソフトウェアをインストールして使用できる、または (ii) ライセンス所有者が、本サービスの管理対象の当該デバイスを登録するためにシマンテックのインフラにアクセスできるデバイスを意味します。

シマンテック社外秘 – 無断使用禁止

- 「電子メール」とは、サービスを経由する着信または発信のすべての SMTP メッセージを意味します。
- 「緊急メンテナンス」とは、サービスインフラを使用できないことによりサービスが中断または阻止される可能性があるか、またはかかるメンテナンスに関してシマンテックが妥当に準備できなかったメンテナンスで、かかるメンテナンスを実行しないとお客様に悪影響が生じる、スケジュールされていないメンテナンス期間を意味します。
- 「エンドユーザー使用許諾契約 (EULA)」とは、ソフトウェア (以下に定義する) に付随する利用条件を意味します。
- 「インフラ」とは、本サービスを提供するために使用される、すべてのシマンテックまたはライセンサーの技術と知的財産



を意味します。

- 「月額料金」とは、本契約に定義されている対象サービスの月額料金を意味します。
- 「ネイティブ暗号化」とは、Microsoft (BitLocker) および Apple Mac OS (FileVault) によって提供される暗号化を意味します。
- 「翌営業日」とは、お客様がサポートを受けるためにシマンテックに問題を送信した日の翌日の営業日を意味します。
- 「計画的メンテナンス」とは、スケジュールに基づくメンテナンス期間を意味します。この期間はサービスインフラが使用できないため、本サービスが中断または停止する可能性があります。
- 「問題」とは、本サービスまたはサービスソフトウェアのパフォーマンスに関して、お客様が直面する技術的質問または技術的課題を意味します。
- 「サーバー」は、ネットワークインフラ内でリソースを共有して、クライアントコンピュータに対してサービスまたはリソースの供給を行なうスタンドアロンシステムまたは単体のコンピュータを意味します。サーバーでは、他のコンピュータまたはデバイスのためにサーバーソフトウェアを実行できます。
- 「サービスコンポーネント」とは、本サービスに付随してシマンテックが別途提供する、特定の有効化ソフトウェア、ハードウェア周辺機器および関連文書を意味します。
- 「サービスソフトウェア」とは、サービスに必要なことがあり、本サービスを受けるためにお客様の各コンピュータにインストールされている必要がある (以下に定義する) ソフトウェアを意味します。サービスソフトウェアには、本サービスの一環としてシマンテックから別途提供されることがあるソフトウェアと関連文書が含まれます。
- 「ソフトウェア」とは、シマンテックによりお客様に使用許諾され、付随する EULA の規約、または、該当する場合、本サービス規定が適用される、シマンテックまたはライセンサーのオブジェクトコード形式による各ソフトウェアプログラムを意味します。これには、以下の新リリースまたは更新を含みますがこれらに限定されません。
- 「契約方法」とは、本サービスに関連するお客様の権利と義務をより詳細に定義する、シマンテックの証明書またはシマンテックが発行した類似の文書、あるいは本サービスに付属、先行、追随するお客様とシマンテック間の書面による合意のうち、該当する 1 つ以上の文書をいいます。
- 「サポート条件」とは、シマンテックがお客様に予告することなく、随時改定または更新するシマンテックのエンタープライズテクニカルサポートポリシーおよびその他のサポートポリシーを意味します。
これらのポリシーの内容については、www.symantec.com/enterprise/support/support_policies.jsp を参照してください。特に、エンタープライズテクニカルサポートポリシーについては、https://support.symantec.com/content/dam/Enterprise%20Support/Terms/Enterprise_Technical_Support_Policy.pdf、エンタープライズテクニカルサポートハンドブックについては、<https://support.symantec.com/content/dam/Enterprise%20Support/Terms/Symantec-Enterprise-Technical-Support-Handbook.pdf> を参照してください。
- 「ユーザー」とは、お客様によって本サービスの使用を許可されている、および/または本サービスの使用で恩恵を受ける、もしくは本サービスを一部でも実際に使用する個人を意味します。
- 「回避方法」とは、問題の悪影響を軽減するために講じる、既知の問題の一時的解決策をいい、重要な問題に対処するためのソフトウェアの特定の修正 (ホットフィックスとも呼ばれます) が含まれる場合があります。場合によっては、シマンテックがさらなる是正措置を講じることができず、一時的解決策が最終解決策になる場合があります。

以上、サービス規定

付属書 A

Symantec Endpoint Protection Cloud 対応サービスソフトウェア向け EULA

シマンテックソフトウェア使用許諾契約

シマンテックコーポレーションおよび/またはその関連会社（「シマンテック」）は、本使用許諾契約のすべての条項（「使用許諾契約」）に同意されることを条件として、ライセンス対象ソフトウェアをご利用になる、個人、会社、または法人であるお客様（「お客様」）に対し、ライセンス対象ソフトウェアの使用を許諾します。ライセンス対象ソフトウェアをご使用になる前に、本使用許諾契約の条項をよくお読みください。本使用許諾契約は、お客様とシマンテックとの間で締結される適法で強制力のある契約です。ライセンス対象ソフトウェアのパッケージを開封すること、ライセンス対象ソフトウェアの封をはがすこと、[同意します] または [はい] ボタンをクリックするかその他の方法で電子的に同意を表明すること、ライセンス対象ソフトウェアをロードすること、またはライセンス対象ソフトウェアを使用することにより、お客様は本使用許諾契約の条項に同意したものとみなされます。お客様がこれらの契約条件に同意できない場合は、[同意しません] または

[いいえ] ボタンをクリックするかその他の方法で不同意を表明し、ライセンス対象ソフトウェアをそれ以上使用しないでください。他に定めのない限り、本使用許諾契約の「定義」の条項において定義されている用語は、そこに記された意味を持つものとします。

1. 定義

「コンテンツアップデート」は、シマンテックの一部の製品で使用される、随時アップデートされるコンテンツを意味します。これには、スパイウェア対策製品向けの最新のスパイウェア対策定義、スパム対策製品向けの最新のスパム対策ルール、ウイルス対策製品やクライムウェア対策製品向けの最新のウイルス定義、コンテンツフィルタ製品やフィッシング対策製品向けの最新の URL リスト、ファイアウォール製品向けの最新のファイアウォールルール、侵入検知製品向けの最新の侵入検知データ、ウェブサイト認証製品向けの最新の認証済みウェブページ

リスト、ポリシーコンプライアンス製品向けの最新ポリシーコンプライアンスルール、脆弱性評価製品向けの最新の脆弱性シグネチャが含まれますが、これに限定されないものとします。

「資料」は、ライセンス対象ソフトウェアとともにシマンテックが提供するユーザー向け資料を意味します。

「ライセンス文書」は、ライセンス対象ソフトウェアに対するお客様の使用許諾権が詳細に定義された 1 つ以上の適用しうる文書を意味し、これには、シマンテックのライセンス証書、シマンテック発行のこれに類似するライセンス文書、本使用許諾契約とともに、または本契約の前後にお客様とシマンテックの間で交わされた書面による契約が含まれます。

「ライセンス対象ソフトウェア」は、本使用許諾契約が含まれている、オブジェクトコード形式のシマンテックソフトウェア製品を意味し、これには、このようなソフトウェアに含まれるか、そのソフトウェアとともに使用するために提供される資料、本使用許諾契約が含まれている資料も含まれます。

「サポート証書」は、シマンテックから送付される証明書を意味し、ライセンスソフトウェア向けのシマンテックの該当メンテナンスまたはサポートをお客様が購入したことを証明します。

「アップグレード」は、一般向けにリリースされていて、シマンテックのその時点でのアップグレードポリシーに準拠したシマンテックの価格表に記載されている、旧バージョンのライセンス対象ソフトウェアに取って代わる任意のバージョンのライセンス対象ソフトウェアを意味します。

「使用レベル」は、ライセンス対象ソフトウェアの注文時点で有効なライセンスの使用度または使用モデルのことで（これには、オペレーティングシステム、ハードウェアシステム、また該当する場合にはアプリケーションまたはコンピュータのティア制限が含まれます）、これにより、シマンテックは、ライセンス対象ソフトウェアを使用する権利を量的に評価し、価格を設定し、使用を許諾するものであり、かかる使用

レベルは本使用許諾契約および適用されるライセンス文書に記載されています。

シマンテック社外秘 – 無断使用禁止

12

Copyright © 2016 Symantec Corporation. All rights reserved. Symantec、Symantec のロゴ、および本文書で参照または表示されている [シマンテック商標一覧](#)に記載されているその他の商標は、米国およびその他の国における Symantec Corporation

またはその関連会社の商標または登録商標です。その他の名称は各社の商標である可能性があります。本書の内容は、シマンテックの既存または将来のお客様またはパートナーを対

2. (ライセンスの付与)本使用許諾契約の条項をお客様が遵守することを条件として、シマンテックはお客様に次の権利を付与します。

(i)

本使用許諾契約や適用されるライセンス文書に記載されている数量や使用レベルで、お客様が社内業務を行うためにライセンス対象ソフトウェアを使用するための非独占的で譲渡不可能なライセンス (第 16.1 条に記載されている場合を除きます)。(ii) ディザスタリカバリのため (すなわち、ライセンス対象ソフトウェアのプライマリインストールが利用できない場合)

に使用したり、インストールしたりできるように、保存のため、ライセンス対象ソフトウェアをインストールしないでコピーを
1
回だけ行う権利。

第 2.1 条 (期間) 本使用許諾契約で付与されるライセンス対象ソフトウェアのライセンスの期間は、

第

17

条に記述がない限り、または、適用されるライセンス文書に記載されている期間限定型または更新サービス型ライセンスに基づく場合など、
ライセンス対象ソフトウェアを非永久的に取得した場合を除いて、永久的 (第 14 条に準拠)
であるものとします。ライセンス対象ソフトウェアを非永久的に取得した場合、お客様がそのライセンス対象ソフトウェアを使用する権利は、
適用されるライセンス文書に示された終了日に消滅し、お客様はその終了日を以てライセンス対象ソフトウェアの使用を停止するものとします
。

3. (ライセンスの制限)シマンテックの書面による事前の同意なく、以下を実行したり、行わせたり、許可したりすることはできません。

(i)

本使用許諾契約に明示的に記述されている場合以外での、ライセンス対象ソフトウェアの使用、コピー、改変、レンタル、リース、サブリー
ス、サブライセンス、譲渡、(ii) ライセンス対象ソフトウェアに基づく二次著作物の作成、(iii)

ライセンス対象ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル

(適用される法令によって許可され、その法令に厳密に従うことを条件に、互換性を実現するためにライセンス対象ソフトウェアを逆コンパイル
する場合以外)、(iv)

サービスビューロ、ファシリティマネジメント、タイムシェア、サービスプロバイダなど、第三者のためにお客様がライセンス対象ソフトウ
ェアを操作または使用する行為に関連したライセンス対象ソフトウェアの使用、(v)

お客様以外の関係者によるライセンス対象ソフトウェアの使用、(vi)

ライセンス文書またはサポート証書を通じて後継のバージョンを使用する権利を別途取得していない場合の、本使用許諾契約が含まれている
バージョン以外の後継のバージョンのライセンス対象ソフトウェアの使用、(vii)

本使用許諾契約または適用されるライセンス文書に基づきお客様に許諾された数量や使用レベルを超えた状態でのライセンス対象ソフトウ
ェアの使用。

4. (所有権)ライセンス対象ソフトウェアは、シマンテックまたはそのライセンサーの所有財産であり、著作権法によって保護されてい
ます。シマンテックおよびライセンサーは、ライセンス対象ソフトウェアのコピー、改良版、拡張版、修正版、二次著作物のすべてを含め、
ライセンス対象ソフトウェアのすべての権利、権原、権益を保有します。お客様がライセンス対象ソフトウェアを使用する権利は、本使用許
諾契約で明示的に付与されている範囲に限定されます。お客様に明示的に付与されていないすべての権利は、シマンテックおよび/またはライ
センサーが保有します。

5. (コンテンツアップデート)お客様のサポート証書に記載されているように、コンテンツアップデートから構成されるかこれを含むシ
マンテックのメンテナンスまたはサポートをお客様が購入した場合、メンテナンスまたはサポートを購入したシマンテックのエンドユーザー
のお客様にコンテンツアップデートの提供が開始された場合に、適用されるサポート証書に記載されている期間、ライセンス対象ソフトウ
ェアの一部として、お客様にコンテンツアップデートの使用権が付与されます。本使用許諾契約は、記載された場合以外にコンテンツアップデ
ートを受け、使用することを許諾するものではありません。

6. (アップグレード・クロスグレード)シマンテックは、ライセンス対象ソフトウェアをアップグレードする場合

(該当する場合)、適用されるライセンス文書に記載されている数と同じ数のアップグレードの取得のみを許可する権利があります。既存ライ
センスへのアップグレ

ードは、使用権を与えられたライセンスの数を増やすものではありません。さらに、ライセンス対象ソフトウェアのライセンスをアップグレ

シマンテック社外秘 – 無断使用禁止

13

Copyright © 2016 Symantec Corporation. All rights reserved. Symantec, Symantec のロゴ、および本文書で参照または表示されている [シマンテック商標一覧](#)に記載されているその他の商標
は、米国およびその他の国における Symantec Corporation

またはその関連会社の商標または登録商標です。その他の名称は各社の商標である可能性があります。本書の内容は、シマンテックの既存または将来のお客様またはパートナーを対

ードするか、適用されるライセンス文書に記載されているライセンス対象ソフトウェアライセンスを購入して、既存ライセンスをクロスグレードする場合

(すなわち、機能上げる場合、および/または既存ライセンスを新しいオペレーティングシステム、ハードウェアティア、またはライセンス使用度に移行する場合)、シマンテックは、お客様がオリジナルのライセンスの使用を停止することに同意しているという理解に基づき、適用されるライセンス文書を発行します。このようなライセンスアップグレードやクロスグレードは、注文時点での有効なシマンテックのポリシーに基づいて提供されます。本使用許諾契約では、お客様が購入し、かつシマンテックが権限を付与し適用されるライセンス文書に記載されているライセンス数を超える追加のライセンスをお客様に対して別途許諾しません。



7. (保証の限定)

7.1. (媒体の保証) シマンテックは、ライセンス対象ソフトウェアを有形の媒体を介してお客様に提供した場合、ライセンス対象ソフトウェアが記録されている磁気媒体が、出荷から 90 日間は、通常の使用で不具合が発生しないことを保証します。シマンテックは、保証期間内であれば、シマンテックに返却された欠陥のある媒体を無償で交換します。ライセンス対象ソフトウェアの媒体の不具合が、ライセンス対象ソフトウェアの不正使用によって生じた場合、上記の保証は適用されません。上記が、シマンテックによるこの保証への違反に対する、唯一かつ排他的な救済となります。

7.2. (性能保証) シマンテックは、ライセンス対象ソフトウェアが、シマンテックによって提供された状態でかつ本資料に従って使用されている場合、出荷から 90 日間、本資料に重要な点において合致していることを保証します。ライセンス対象ソフトウェアがこの保証に適合せず、お客様が 90 日間の保証期間内にシマンテックに対し不適合であることを報告した場合、シマンテックは、その妥当な裁量により、(i) ライセンス対象ソフトウェアの補修、(ii) ライセンス対象ソフトウェアと同等の機能のソフトウェアとの交換、(iii) 本使用許諾契約を終了させ、不適切なライセンス対象ソフトウェアに対して支払われたライセンス料金の返金、そのいずれかを選択して実施します。ただし、前記の保証は、事故、誤用、承諾を得ない修復、改変もしくは拡張、または目的外の使用により発生した不具合においては適用されません。上記が、シマンテックによるこの保証への違反に対する、唯一かつ排他的な救済となります。

8. (保証の免責) 適用を受ける法律により認められる最大限において、第 7.1 条および第 7.2 条に記載の保証がお客様に対する保証のすべてであり、その商品性、品質、特定目的への適合性、知的財産権の不侵害の黙示的な保証を含む、明示的あるいは黙示的な一切の保証に代わるものです。シマンテックは、ライセンス対象ソフトウェア、コンテンツアップデート、アップグレードがお客様の要望にかなうものであること、ライセンス対象ソフトウェア、コンテンツアップデート、アップグレードの操作や使用に障害が発生しないこと、または誤りがないことを保証または表明しません。お客様には、国や地域によっては、保証について他の権利が与えられる場合もあります。

9. (責任の制限) 適用を受ける法律により認められる最大限において、また、本使用許諾契約で定める救済手段が主たる目的を達することができるかどうかに関わらず、(i) 代替の製品やサービスの調達にかかるあらゆるコスト、利益の損失、利用の損失、データの損失または破損、業務の中断、生産の損失、収益の損失、契約の損失、業務上の信用の損失、または予期される省力化や管理および従業員の時間の損失について、また (ii) 本使用許諾契約から直接的または間接的に発生したかどうかに関わらず、特別、派生的、付随的、間接的損害について、シマンテックまたはライセンサー、販売店、サプライヤまたは代理店がかかる損害の発生可能性を通知されていた場合であっても、シマンテックまたはライセンサー、販売店、サプライヤまたは代理店はそれらの責任を一切負わないものとします。いかなる場合でもシマンテックの賠償責任が、損害賠償請求の原因であるライセンス対象ソフトウェアに対しお客様が支払った代金を超えることはありません。本使用許諾契約のいかなる内容も、過失による死亡や負傷、法律により除外または制限されていないその他の責任に関して、シマンテックの責任を除外または制限するものではありません。上記の責任限定および免責規定は、お客様がライセンス対象ソフトウェア、コンテンツアップデート、またはアップグレードを返品するか否かに関わらず適用されます。

10. (メンテナンス/サポート) シマンテックには、本使用許諾契約において、ライセンス対象ソフトウェアに対してメンテナンスまたはサポートを提供する義務はありません。ライセンス対象ソフトウェアのために購入されたメンテナンスまたはサポートは、シマンテックのその時点でのメンテナンスまたはサポートのポリシーに準拠します。

11. (ソフトウェアの評価)ライセンス対象ソフトウェアが評価のためにお客様に提供され、シマンテックとお客様の間で、そのライセンス対象ソフトウェアに関する評価契約を締結している場合、ライセンス対象ソフトウェアを評価する権利は、評価契約の条項に準拠するものとします。シマンテックとお客様の間でライセンス対象ソフトウェアに関する評価契約を締結していない場合に、評価のためにライセンス対象ソフトウェアがお客様に提供された場合、次の条項が適用されます。シマンテックは、社内での業務を伴わない評価の目的でのみライセンス対象ソフトウェアを使用する非独占的、一時的、ロイヤルティ無償の、譲渡不可能なライセンスをお客様に付与します。このような評価ライセンスは、(i) ライセンス対象ソフトウェアで評価期間が規定されている場合、その規定された評価期間の終了日、または (ii) ライセンス対象ソフトウェアでこのような評価期間 (以下、「評価期間」) が規定されていない場合、ライセンス対象ソフトウェアを最初にインストールした日から 60 日で終了します。ライセンス対象ソフトウェアは譲渡できません。また、ライセンス対象ソフトウェアは、いかなる種類の保証もなしに「現状有姿のまま」提供されるものとします。お客様には、お客様のシステムのバックアップをするために適切な対策を実施し、ファイルやデータの損失を防ぐためのさらなる対策を実施する責任があります。ライセンス対象ソフトウェアには、ある一定の期間後のその使用を防ぐため、自動的に無効化する仕組みを含めることができるものとします。ライセンス対象ソフトウェアの評価期間の終了と同時に、お客様は、ライセンス対象ソフトウェアの使用を停止し、ライセンス対象ソフトウェアのコピーをすべて破棄するものとします。本使用許諾契約の他のすべての条項は、本契約で許可されているように、お客様によるライセンス対象ソフトウェアの評価に適用されるものとします。
12. (米国政府の制限された権利)・ライセンス対象ソフトウェアは、FAR 12.212 の規定によって商業用コンピュータソフトウェアとみなされ、場合に応じて、FAR 52.227-19 「Commercial Computer Licensed Software - Restricted Rights」、DFARS 227.7202 「Rights in Commercial Computer Licensed Software or Commercial Computer Licensed Software Documentation」、その後継規制の規定により制限された権利の対象となります。米国政府によるライセンス対象ソフトウェアの使用、修正、コピーのリリース、実演、表示または開示は、本使用許諾契約の条項に従ってのみ行われるものとします。
13. (輸出規制)お客様は、ライセンス対象ソフトウェア、関連する技術データおよびサービス (「規制対象技術」と総称) が、米国の輸出入関係法令、特に米国輸出管理規制 (EAR)、および規制対象技術を輸入または再輸出する各国の法令の対象となることを認識しているものとします。お客様はすべての関連法律に違反しないことに同意し、米国の法令に違反していかなる規制対象技術も輸出せず、また、輸出許可またはその他の政府承認が必要な禁輸対象国、法人、人物に対して規制対象技術を輸出しないものとします。シマンテックのすべての製品は、規制対象技術を含め、キューバ、北朝鮮、イラン、シリア、スーダン、および貿易制裁の適用を受けている国に輸出または再輸出することを禁止されています。お客様は、化学兵器、生物兵器、核兵器、またはこのような兵器を搭載可能なミサイル、無人機、または飛翔体に使用する目的で、いかなる規制対象技術も輸出または販売しないことに同意するものとします。
14. (契約の終了)本使用許諾契約は、お客様が本契約に含まれている条項に違反したときに終了します。契約の終了と同時に、お客様は、ライセンス対象ソフトウェアの使用をすぐに停止し、そのすべてのコピーを破棄するものとします。
15. (条項の存続)本使用許諾契約が終了しても、本使用許諾契約の次の条項は存続するものとします。定義、ライセンスの制限および知的財産の使用に関するその他の制限、所有権、保証の免責、責任の制限、米国政府の制限された権利、輸出規制、条項の存続、その他。
16. (一般条項)
- 16.1. (譲渡)お客様は、契約や法律の執行によるものかどうかに関わらず、書面によるシマンテックの事前の同意なしに、本使用許諾契約により許諾された権利のすべてまたは一部を譲渡することはできません。

- 16.2. (適用法の遵守)お客様は、ライセンス対象ソフトウェアの使用に関して適用される法律、規定、規則のすべてを遵守する責任があると同時に、これらを遵守することに同意するものとします。
- 16.3. (監査)シマンテックによって選定され、お客様によって合理的に受諾可能な監査人は、適切な通知を行い、通常の営業時間内に、各年に 1 回を上限に、ライセンス対象ソフトウェアの使用が本使用許諾契約および適用されるライセンス文書に準拠していることを確認するため、お客様の記録や設備を検査することができるものとします。シマンテックは、この監査の費用を負担するものとします。ただし、規定に準拠せずに使用されている部分の MSRP (メーカー希望小売価格) 相当額が、規定に準拠した設備の MSRP 相当額の 5% を超えることが監査によって実証された場合を除きます。このような場合、お客様は、過剰配備されたライセンス対象ソフトウェアに対応した適切な数のライセンスを購入し、その監査にかかった監査人の妥当な実際の料金をシマンテックに返済するものとします。
- 16.4. (準拠法、可分性、権利放棄)お客様の所在地が北米またはラテンアメリカである場合、本使用許諾契約には、米国カリフォルニア州法が適用されます。お客様の所在地が中国である場合、本使用許諾契約には、中華人民共和国法が適用されます。それ以外の場合、本使用許諾契約には、イングランド法が適用されます。これらの準拠法からは国際物品売買契約に関する国際連合条約およびその修正条項が除外され、また抵触法の原則は適用されません。本使用許諾契約の条項の一部または全部が違法または執行不可能であることが判明した場合、それらの条項は許容される最大限まで執行されるものとし、本使用許諾契約のその他の条項は効力を有するものとします。本使用許諾契約の違反または不履行の権利放棄は、その後が発生する違反または不履行の権利放棄とはみなされません。
- 16.5. (サードパーティプログラム)本ライセンス対象ソフトウェアには、オープンソースまたはフリーソフトウェアライセンスで利用可能なサードパーティソフトウェアプログラム(「サードパーティプログラム」)が含まれる場合があります。本使用許諾契約では、オープンソースまたはフリーソフトウェアライセンスでお客様が有することのできる権利または義務は変更されないものとします。そのライセンスにこれと異なる規定があっても、本使用許諾契約における保証の免責および責任の制限の条項は、そのようなサードパーティプログラムに適用されるものとします。
- 16.6. (カスタマーサービス)本使用許諾契約についてご質問がある場合や、その他の理由で連絡が必要な場合は、下記まで書面にてご連絡ください。(i) Symantec Enterprise Customer Care, 555 International Way, Springfield, Oregon 97477, U.S.A.、(ii) Symantec Enterprise Customer Care Center, PO BOX 5689, Dublin 15, Ireland、または (iii) Symantec Enterprise Customer Care, 1 Julius Ave, North Ryde, NSW 2113, Australia。
- 16.7. (完全な合意)本使用許諾契約および関連するライセンス文書は、ライセンス対象ソフトウェアに関するお客様とシマンテックの間の完全かつ排他的な合意であり、その内容にかかわる以前の口頭または書面による通知、提案、表明に優先するものとします。本使用許諾契約は、お客様の発行した発注書、注文書、確認書、その他の文書に条項の矛盾または追加があっても、たとえ署名され返却されたものであっても、それらに優先します。本使用許諾契約は、本使用許諾契約に付随するライセンス文書によってのみ修正することができます。
17. (追加条項)お客様がライセンスソフトウェアを使用する場合は、前記の条項に加えて以下の条項に従うものとします。
- 17.1 (追加の定義)
- 「サーバー」は、ネットワークインフラ内でリソースを共有して、クライアントコンピュータに対してサービスまたはリソースの供給を行なうスタンドアロンシステムまたは単体のコンピュータを意味します。サーバーでは、他のコンピュータまたはデバイスのためにサーバーソフトウェアを実行できます。
- 「ユーザー」は、ライセンス所有者によってソフトウェアの使用を認可された、および/またはソフトウェアの使用によって利益を受ける個人、または実際に製品またはサービスの一部を使用する個人を意味します。
- 「デバイス」とは、単体のコンピュータ、タブレット、携帯電話などのデバイスで、(i)
- ライセンス所有者がライセンス対象ソフトウェアをインストールして使用できる、または (ii)
- ライセンス所有者が、シマンテックサービスの管理対象の当該デバイスを登録するためにシマンテックのホストインフラにアクセスできるデバイスを意味します。

17.2 (追加の使用権および制限事項)

17.2.A お客様は、適用されるライセンス文書に記載しているとおり、ライセンス対象ソフトウェアについてお客様が使用許諾されたライセンスの種類に応じて、以下に定める条項と条件に従ってライセンス対象ソフトウェアを使用することができます。ただし、本使用許諾契約に別段の規定がある場合を除きます。

- ユーザーライセンス。お客様は、適用されるライセンス文書に記載されているユーザーの数を上限としてライセンス対象ソフトウェアを使用することができます。
- サーバーライセンス。お客様は、適用されるライセンス文書に記載されているサーバーの数を上限としてライセンス対象ソフトウェアを使用することができます。
- デバイスライセンス。お客様は、該当する「契約文書」に規定された最大デバイス数まで本サービスを使用することができます。

17.2.B 次の場合においてライセンス対象ソフトウェアのユーザーライセンスを使用して、1

人のユーザーの複数のエンドポイントデバイスを保護することができます。ただし、(a)

当該エンドポイントデバイスは、すべてお客様の社内業務用として、お客様によって管理されている必要があり、(b)

ユーザーあたりの許諾済みエンドポイントデバイスの数は

5

台を超えることはできません。お客様は、ライセンス対象ソフトウェアを使用してお客様のユーザーが個人的に所有するデバイスを管理することはできません。ただし、お客様が当該個人デバイスを自身の社内業務を目的として管理することを、お客様またはユーザーがすでに申請している場合にはこの限りではありません。

17.2.C お客様には、自身の環境を保護するために、ライセンス対象ソフトウェアに対して適切な種類のライセンスを購入する責任があります。お客様は、ライセンス対象ソフトウェアのユーザーライセンスを使用してお客様の環境にあるサーバーを保護することはできません。同様に、お客様は、ライセンス対象ソフトウェアのサーバーライセンスを使用してお客様の個人ユーザーを保護することはできません。

17.2.D お客様は、第 17.2.A 条に記載のライセンス対象ソフトウェアの各インスタンス (物理または仮想)

に対してライセンスを持つ必要があります。第 17.2.B 条に記載の資格に従って、ユーザーあたり最大

5

つのデバイスが許可されます。お客様は、ソフトウェアの「インスタンス」を次の方法で作成します。(i)

ソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行する方法、(ii) 既存のインスタンスを複製する方法、または

(iii)

エンドポイントデバイスが、当該エンドポイントデバイスとお客様のサーバー間で

API

通信を直接経由して管理されている方法。ここで述べる「ライセンス対象ソフトウェア」には、ライセンス対象ソフトウェアの「インスタンス」も含まれます。

17.3 (データ収集、データ保護の規制) ライセンス対象ソフトウェアをお客様が使用することに関連し、シマンテックは特定の情報 (以下「収集データ」という) を収集、保持、開示、使用することがあります。収集データには、お客様、お客様のデバイスまたはシステム、お客様のソフトウェア使用に関して個人を特定できる情報が含まれますがそれらに限定されません。シマンテックは、お客様との使用許諾契約の管理および施行、および全般的なシマンテックの製品およびサービスの向上を目的として、統計分析集計データの確認も含め、このような収集データを使用して、ライセンス対象ソフトウェアを有効化、最適化、提供し、お客様にメンテナンス/サポートを提供します

(その際、サードパーティが関与する場合があります)。シマンテックは、お客様のライセンス対象ソフトウェアの使用が、お客様とシマンテックとの使用許諾契約に適合していることを確認するために、回収した電子収集データを使用することができます。お客様のライセンス対象ソフトウェアの使用が、お客様とシマンテックとの使用許諾契約に適合していない場合、シマンテックは、当該使用許諾契約の条項を強制する権利を実行することができます。その際には、お客様は、お客様のライセンス権利を超えたライセンス対象ソフトウェアの使用に該当する料金をシマンテックに支払うものとします。ライセンス対象ソフトウェアのインストールおよび/または使用により、お客様はこのセクションで説明した収集データのシマンテックによる収集に同意したものと見なされます。シマンテックがお客様またはお客様のデバイスから収集、維持、開示、使用する情報について詳しくは、シマンテックの製品プライバシー通知

(<http://www.symantec.com/about/profile/privacypolicy/>)

を参照してください。ライセンス対象ソフトウェアの使用は、地域によりデータ保護に関する法律または規制の対象となることがあることに留意してください。お客様には、そのような法律または規制に確実に従ってライセンス対象ソフトウェアを使用する責任があります。

17.4 (Java ソフトウェアの使用) ライセンス対象ソフトウェアには、Oracle 社からライセンスを付与されている Java が含まれています。ライセンス対象ソフトウェアに含まれる Java 部分 (以下、「Java ソフトウェア」) の使用には、次の追加の条項が適用されます。

17.4.A Java 技術の制約。 お客様は、クラス、インターフェース、サブパッケージ (「java」、「javax」、「sun」として識別されるか、または命名規則において Oracle 社が指定した類似の規則) を、作成および変更したり、振舞いを変更したりすることはできません。また、これらの行為をシマンテックのライセンス所有者に認可できません。シマンテックは、次の追加の API を作成したときに、すべての開発者がその API を無料で使用できるように詳細な仕様をすぐに公開する必要があります。(a) Java 環境の機能を拡張する API。(b) 追加の API を呼び出すソフトウェアを開発するために、サードパーティのソフトウェア開発者に公開される API。

17.4.B 商標およびロゴ。 本使用許諾契約では、お客様が Oracle America, Inc. の名称、商標、サービスマーク、ロゴまたはアイコンを使用することを認可していません。お客様は、Java の商標、およびコーヒーカップや Duke などの Java 関連のすべての商標、ロゴおよびアイコン (以下、「Java マーク」) を Oracle 社が所有することを認識し、次の事項に同意するものとします。(a) Java 商標ガイドライン (<http://www.oracle.com/us/legal/third-party-trademarks/index.html>) に準拠すること、(b) Java マークにおける Oracle 社の権利を侵害したり、権利と矛盾する行為を行わないこと、(c) Java マークにおいて、シマンテックが取得したすべての権利が Oracle 社に譲渡されることを含め、これらの権利の保護において Oracle 社を支援すること。

17.4.C ソースコード。 Java ソフトウェアには、別の目的が明示的に使用許諾されていないかぎり、本使用許諾契約の条項に準拠した参照のみを目的として提供されるソースコードが含まれる可能性があります。ソースコードは、本使用許諾契約の条項で明示的に指定されていないかぎり再配布できません。

17.4.D サードパーティのコード。 Java ソフトウェア部分に適用される追加の著作権情報およびライセンス条項が、THIRDPARTYLICENSEREADME.txt ファイルに含まれています。

17.4.E 商用機能。 商用目的または業務目的で商用機能を使用する場合は、Oracle 社のライセンスが別途必要です。「商用機能」とは、<http://www.oracle.com/technetwork/java/javase/documentation/index.html> で入手可能な Java ソフトウェアの文書に記載されている機能です。本使用許諾契約では、Java ソフトウェアの商用機能を使用する権利を認可していません。

17.5 お客様は、ライセンス対象ソフトウェアを使用して実行する活動において十分な権利、権原、権限があることを確認する責任があります。これには、アプリケーションやコンテンツの開発および配布に関連したライセンス対象ソフトウェアの使用と、お客様の活動が該当するすべてのサードパーティプラットフォームの使用契約および要件に適合していることの確認が含まれますが、これらに限定されません。

GLB ENT EULA TEMPLATE v.1.0_ Symantec Endpoint Protection Cloud Service Software_03June2016